

親族内承継スキームの検討



中小企業経営承継円滑化法（本年10月施行予定）の創設により大きく3つの分野で事業承継の新たな支援制度が創設される。特に、非上場株式等の相続税の80%納税猶予制度は、親族内における事業承継に大きな影響を与えることは間違いない。今後、当該制度の適用を前提に事業承継対策を検討する場合には、従前とは全く異なる観点からの検討が必要と考えられる。本稿では、現時点で明らかとなっている当該制度の適用要件を基に、今後考え得る対策スキームの具体例及び留意点を確認したいと思う。

鈴木 広典

トキワユナイテッドパートナーズLLP
代表パートナー 税理士

わが国の企業の大部分を占めるといわれる中小企業の多くは、「所有」と「経営」が一体となった、いわゆる「同族会社」であり、大株主である代表者が経営に従事し、個人資産を会社の事業の用や担保に供している。このような状況下において、経営者に係る相続の発生は、事業の継続、発展に大きな支障を来すとともに、雇用の確保や地域経済の活性化にも重大な影響を及ぼしかねない。また、経営者の相続財産の多くは、同族会社株式等の事業用資産であり、換金性のない非上場株式等に係る相続税の負担は、納税資金の調達を困難とさせ、結果、事業の継続に支障を来す事態に追い込まれてしまうケースも少なくない。

このような問題を解決する術として、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（仮称）（以下、「中小企業経営承継円滑化法」という。）が本年10月（予定）に施行され、大きく3つの分野（相続税の課税措置、民法の特例、金融支援）におい

て新たな制度が創設されることとなった。本稿では、特に新たな事業承継税制を中心に、現時点で明らかとなっている概要に基づき、いかに次世代にスムーズな事業承継を行うかを検討していきたいと思う。

① 親族内における事業承継のポイント

親族内において、事業承継を行う場合のポイントとしては、以下の3つの観点から準備が必要となる。

1 関係者の理解

(1) 後継者候補との意思疎通

後継者候補となる親族と十分な意思の疎通を図り、後継者の資質や意向を考慮した上で事業承継計画の立案を行う。

(2) 社内外への事業承継計画の公表

社内や取引先、金融機関などに対して、

早くから事業承継計画を公表し、理解と協力を求める。

(3) 将来の経営体制の準備

後継者を中心とした経営組織体制を想定し、役員や従業員の世代交代も視野に入れながら組織の充実を図る。

2 後継者教育

(1) 社内教育

- ① 自社の各部門をローテーションさせることで、経験と必要な知識を習得させる。
- ② 経営幹部等の責任ある地位に就けて権限を委譲し、重要な意思決定やリーダーシップを発揮する機会を与える。
- ③ 現経営者が経営上のノウハウ、業界事情等を直接指導し、経営理念の引継ぎも行う。

(2) 社外教育

- ① 人脈の形成や新しい経営手法の習得ができ、自社の枠にとらわれず、アイデアを獲得することができる。
- ② 子会社や関連会社の経営を任せることにより、経営者としての責任感を植え付けるとともに、後継者の資質を判断する。
- ③ 専門家等による外部セミナーなどを活用し、経営者に必要とされる知識全般を習得させ、幅広い視野を育成する。

3 株式・財産の分配

(1) 後継者への株式等事業用資産の集中

後継者及びその友好的な株主への株式（議決権）の集中を図り、経営に関する支配権を確保する。この場合の議決権比率としては、会社の重要事項を決議するために

必要な発行済議決権株式総数の3分の2以上（株主総会の特別決議）を目安とすることが望ましい。

(2) 後継者以外の相続人への配慮

他の相続人の遺留分を十分配慮した上で、財産の分配方法を検討する必要がある。

(3) 相続税の納税方法の検討

後継者への株式の集中を図った場合には、その取得する相続財産の金額も大きくなり、相続税負担が多額となる可能性が高い。また、非上場株式等の事業用資産は換金性が乏しいことから、事前に相続税の軽減及び納税方法を検討しておく必要がある。

② 親族内の事業承継において活用できる新制度の概要

前述のとおり、中小企業経営承継円滑化法の施行に伴い、大きく3つの分野（相続税の課税措置、民法の特例、金融支援）において新たな制度が創設されることとなった（詳細については、本特集の別稿及び本誌2008年5月号掲載の柏原智行・山口徹朗「新法令解説：中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案」を参照）。その中で、親族内の事業承継において特に活用が期待される相続税の課税措置及び民法の特例について、その概要を確認していきたいと思う。

1 非上場株式等の相続税の80%納税猶予制度

(1) 制度の概要

事業承継相続人が、非上場会社を営ん

ていた被相続人から相続等により当該会社の株式等を取得し、その会社を営んでいく場合には、その事業承継相続人が納付すべき相続税のうち、相続等により取得したその会社の議決権株式等（その会社の発行済議決権株式の総数等の3分の2に達するまでの部分）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する。

(2) 本制度の特徴

本制度に関しては、以下のような点で現行制度が改善されている。

- ① 納税猶予の対象となる相続税については、当該相続等により取得した非上場株式等に係る課税価格の80%相当額と大幅に引き上げられた。

【参考】

現行の「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（措法69の5）」においては、課税価格の10%評価減とされていた。

- ② 対象となる非上場会社の議決権株式等については、その会社の発行済議決権株式の総数等の3分の2に達するまでの部分とされているものの、特に上限金額等の要件が設定されていない。

【参考】

現行の「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（措法69の5）」においては、課税価格の10億円以下の部分に限定されていた。

- ③ 対象となる非上場会社については、「中小企業基本法に定める中小企業」とされ、業種に応じて資本金又は従業員数

によって判定されることから、いわゆる時価総額等を基準とした金額要件等が設定されていない。

【参考】

現行の「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（措法69の5）」、「特定の贈与者からの特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例（措法70の3の3他）」においては、対象会社の相続税評価に基づく時価総額が20億円未満である会社に限定されていた。

2 遺留分に関する民法の特例

(1) 制度の概要

一定の要件を満たす後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所定の手続き（経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可）を経ることを前提に、書面により、その旧代表者からの贈与等により取得した非上場株式等の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと又は遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を当該合意の時に定めることができる。

(2) 本制度の特徴

本制度に関しては、以下のような点で現行制度が改善されている。

- ① 生前贈与株式が遺留分減殺請求の対象外となるため、相続に伴う株式分散を未然に防止することが可能となる。
- ② 生前贈与後の後継者の貢献による株式価値の上昇分について、遺留分減殺請求の対象から除外することが可能となり、後継者の事業意欲が阻害されないこととなる。

③ 従来の遺留分放棄の制度では、当事者全員が個別に申立てを行う必要があったが、本制度においては、後継者が単独で申立てできることとなる。

③ 非上場株式等の相続税の80%納税猶予制度を活用した事業承継スキームの検討

上記②で述べたとおり、新制度は現行制度の問題点が一部改善されることとなることから、今後、親族内における事業承継対策の新たな選択肢として期待される。そこで、特に相続税の課税において大きな影響があるものと考えられる「非上場株式等の相続税の80%納税猶予制度」について、その活用のスキームと留意点を検討したいと思う。

1 分散した株式を買い集め、納税猶予の特例を適用する方法

(1) 前提事項

持株関係	代表者	15%
	代表者の妻	10%
	長男（後継者）	5%
	役員・従業員等※1・2	70%

※1 代表者の同族関係者は含まれていない。

※2 持株比率が5%を超える者はいない。

(2) 内容

会社の株式が役員、従業員等に分散しており、代表者及び同族関係者が所有する当該会社の株式数が発行済株式総数の過半数に満たない場合において、当該役員、従業員等から株式を追加取得することによって下記の要件を充足させ、本特例の適用を図

る。

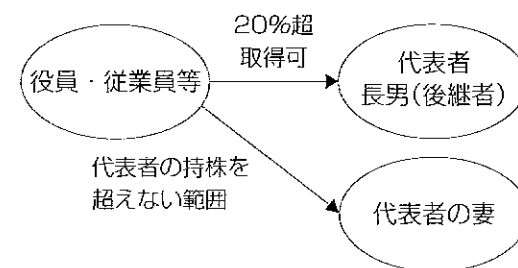
【要件】

被相続人は発行済株式等の過半数を同族関係者と合わせて保有し、かつ、その同族関係者の中で（事業承継相続人を除く）筆頭株主であったこと

(3) 留意点

上記(1)のケースの場合、代表者と同族関係者が所有する持株比率が30%となっていることから、20%超の株式を追加取得する必要がある。この場合、株式を誰が取得するかによって本特例の適用に影響があるので留意する必要がある。

代表者及び同族関係者の持株比率を50%超にするという観点でいえば、代表者、代表者の妻、長男のいずれが取得しても問題ないこととなるが、当該要件においては、あわせて被相続人が同族関係者の中で筆頭株主であることが求められている。ゆえに本ケースの場合、代表者若しくは長男（後継者は被相続人が筆頭株主であることの判定において除外されている）が取得するか、もしくは、妻が取得するのであれば、代表者の持株を超えない範囲でなければ、代表者が所有する株式について本特例の適用を受けることができないこととなる。



2 代表者以外の持株を移転し納税猶予の特例を適用する方法

(1) 前提事項

持株関係	代表者	25%
	代表者の妻※1	20%
	長男（後継者）	15%
	その他※2	40%

※1 会社の経営には関与していない。

※2 代表者の同族関係者は含まれていない。

(2) 内容

会社の株式のうち20%については、代表者の妻が所有している。妻は、会社の経営に関与していないことから、仮に代表者の相続発生後、二次相続を考えた場合、当該株式については、下記要件から本特例の適用を受けることはできないものと考えられる。ゆえに、事前に妻が所有する当該株式を代表者が取得することによって下記の要件を充足させ、本特例の適用を図る。

【要件】

被相続人は当該会社を経営していた者であること

(3) 留意点

当該会社の株式を売買により移転する場合には、同族関係者間における非上場株式の売買取引となることから、売買価格について税務上適正な価格に基づき取引しなければ課税上問題となる可能性があるため留意が必要である。

また、仮に代表者の妻が当該会社の経営に関与（二次相続の前に代表者となる、もしくは共同代表となる場合など）した場合

には、妻が所有する株式についても本特例を適用できる可能性があるため留意が必要である。なお、現時点においては、共同代表等の取扱いについて何ら明らかとなっていないので、今後公表される詳細な取扱いの中で十分注視していく必要がある。

3 会社分割制度を活用し、納税猶予の特例を適用する方法

(1) 前提事項

会社概要	事業内容	金属・木製加工品の卸売業
	資本金	1億5,000万円
	従業員数	150名（金属加工品部門85名、木製加工品部門65名）
持株関係	代表者	70%
	その他	30%

(2) 内容

本特例の適用対象となる会社は、中小企業基本法に定める中小企業とされている。中小企業基本法では、各業種に応じて資本金並びに従業員数により中小企業を定義していることから、会社分割制度を活用し、当該会社の規模を縮小することによって下記の要件を充足させ、本特例の適用を図る。

【要件】

- 製造業・建設業・運輸業他
 - 資本金 ≤ 3億円 並びに 従業員数 ≤ 300人
- 卸売業
 - 資本金 ≤ 1億円 並びに 従業員数 ≤ 100人
- サービス業
 - 資本金 ≤ 5,000万円 並びに

従業員数 ≤ 100人
小売業
→ 資本金 ≤ 5,000万円 並びに
従業員数 ≤ 50人

(3) 留意点

上記(1)のケースの場合、分割型会社分割の方法により金属加工品部門と木製加工品部門に分割することによって本特例の適用の可能性が考えられる。なお、当該会社分割については、一定の要件を満たすことにより、税制適格会社分割とすることが可能であるが、この場合において、分割後の各々の会社の資本金又は従業員数が本特例の要件を満たすこととなるのか（例えば、資本金が9,000万円と6,000万円に分割される場合、又は従業員数が85名と65名に分割される場合など）を事前に十分検討する必要があるものと考えられる。また、このような組織再編を行った場合における本特例の適用については、現時点では何ら明らかとなっていないことから、今後公表される詳細な取扱いの中で十分注視していく必要がある。

金属・木製加工品 卸売業 資本金 1億5,000万円 従業員数 150名	会社分割	金属加工品 卸売業 資本金 9,000万円 従業員数 85名	木製加工品 卸売業 資本金 6,000万円 従業員数 65名
--	------	--	--

4 減資により納税猶予の特例を適用する方法

(1) 前提事項

会社概要 事業内容 精密機器卸売業
資本金 1億5,000万円

従業員数 140名
持株関係 代表者 65%
その他 35%

(2) 内容

上記3のとおり、本特例の適用対象となる会社は、中小企業基本法に定める中小企業とされており、各業種に応じて資本金並びに従業員数により定義されている。そこで、当該会社の資本金を減資することによって要件を充足させ、本特例の適用を図る。

【要件】

上記3(2)参照。

(3) 留意点

上記(1)のケースの場合、業種が卸売業であることから「資本金1億円以下」若しくは「従業員数100人以下」の要件に該当しなければ、本特例は適用できないこととなる。仮に、資本金を1億円以下まで減資した場合には、140名という現在の従業員数のままでも要件を充足できることとなり、本特例の適用が可能になるものと考えられる。ここで減資の方法としては、会社の財産の一部を株主に対して払い戻す有償減資と財産の払戻しを伴わない無償減資の2つの方法が考えられる。無償減資の場合には、通常、資本取引に該当し課税関係は発生しないが、有償減資の場合には、税務上、利益積立金の払戻しに該当する部分があるときは、株主に対しみなし配当課税の問題が発生する可能性があるため留意が必要である。

5 事業の転換により納税猶予の特例を適用する方法

(1) 前提事項

会社概要 事業内容 雑貨小売業（主たる事業）、飲食業
資本金 1億円
従業員数 80名
持株関係 代表者 60%
その他 40%

(2) 内容

上記3のとおり、本特例の適用対象となる会社は、中小企業基本法に定める中小企業とされており、各業種に応じて資本金並びに従業員数により定義されている。ここでいう業種とは、当該会社が営む主たる事業により判定されることから、事業の転換を図り、主たる事業を変更することによって要件を充足させ、本特例の適用を図る。

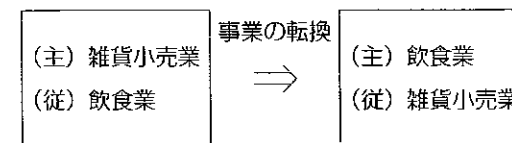
【要件】

上記3(2)参照。

(3) 留意点

上記(1)のケースの場合、主たる事業が小売業であることから「資本金5,000万円以下」並びに「従業員数50人以下」の要件に抵触することとなり、本特例は適用できないこととなる。ただし、当該会社は、小売業のほかに飲食業も営んでおり、仮に、主たる事業を小売業から飲食業へと転換した場合には、従業員数の要件が「100人以下」となって80名という現在の従業員数のままでも要件を充足できることとなる。なお、現時点では「主たる事業」の具体的な判定方

法について何ら明らかとなっていないことから、今後公表される詳細な取扱いの中で十分注視していく必要がある。



6 資産管理会社が持っている株式を代表者が取得し納税猶予の特例を適用する方法

(1) 前提事項

持株関係 代表者 5%
資産管理会社※1 55%
その他※2 40%

※1 資産管理会社の株式は全て代表者が所有。
※2 代表者の同族関係者は含まれていない。

(2) 内容

会社の株式の大部分を資産管理会社が保有している場合、その代表者の財産の中心は当該会社の株式ではなく、当該資産管理会社の株式になってしまう。このようなケースの場合、下記の要件から資産管理会社の株式については、一定の制限が設けられる可能性が高く、本特例の適用は基本的に厳しいと考えざるを得ない。そこで、資産管理会社が所有する当該会社の株式を事前に代表者に移転することによって、下記の要件を回避し、本特例の適用を図る。

【要件】

個人資産の管理等を行う法人の利用等による租税回避行為に該当しないこと

(3) 留意点

資産管理会社が所有する当該会社の株式

を代表者に移転する方法としては売買等が考えられるが、当該売買については、同族関係者間における非上場株式等の売買取引となることから、売買価格について税務上適正な価格に基づき取引しなければ課税上問題となる可能性があるため留意が必要である。

また、当該資産管理会社が所有する当該会社の株式に多額の含み益がある場合には、当該資産管理会社の株式評価額は、法人税等控除によって低く評価されている可能性があり、あわせて、売買等により移転した際、多額の法人税課税等が発生する可能性があることから、結果、期待される効果が得られない可能性があり、十分留意すべきものと考えられる。

7 事業買収により資産管理会社を業態変更して納税猶予の特例を適用する方法

(1) 前提事項

会社概要	事業内容	資産管理会社（不動産業）
	資本金	1,000万円
	従業員数	4名
持株関係	代表者	60%
	代表者の妻（取締役）	40%

(2) 内容

資産管理会社の株式については、上記6に記載したとおり、一定の制限が設けられる可能性が高く、本特例の適用は基本的に厳しいと考えざるを得ない。現時点においては、当該要件の具体的な内容、判定基準等が明確となっていないが、当該資産管理会社において新たに事業を買収するなど業態変更を行い、資産管理会社ではなく、実

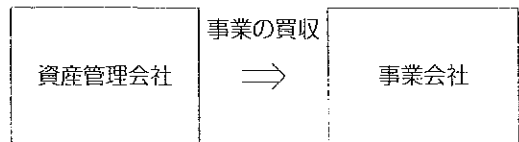
質的に事業会社となった上で、本特例の要件を充足することができた場合には、本特例の適用が可能になるものと考えられる。

【要件】

上記6(2)参照。

(3) 留意点

単に本特例の適用要件を充足するために、形式的な事業の買収を行い、実質的には何ら従前の資産管理会社と変わらない場合には、本特例の適用は困難と考えられるため留意が必要である。また、現時点では、どのような基準に基づき当該要件の判定を行うのか明確でないことから、今後公表される詳細な取扱いの中で十分注視していく必要がある。



④ 新制度に関する今後の対応について

新制度の創設は、親族内の事業承継において非常に大きな影響を与える可能性が高く、従来、一般的に活用されていた事業承継スキームについても、今後、見直さなければならぬケースも多々発生する可能性が考えられる。上記で述べた留意点などを含め、今後明らかとなる具体的な取扱いに十分留意し、早急な対応が必要と考えられる。

【参考文献】

・中小企業庁「事業承継ガイドライン20問20答」